

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

二（削除）

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス

3（削除）

- 4 介護医療院サービス

Ⅰ 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構成

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																
		高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待相談計画上措置未実施減算	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算															
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満	=1/100	=1/100	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+10単位(100単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ)+20/100 特定事業所加算(Ⅱ)+10/100 特定事業所加算(Ⅲ)+10/100 特定事業所加算(Ⅳ)+3/100	指定居宅介護事業所で障害者等による虐待被害等により行われる場合 ×90/100 場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者による虐待被害等により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100 正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100%の場合、事業所と同一の建物の利用者10人以上にサービスを行う場合を指す CU ×88/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位														
		(2) 20分以上30分未満																										
		(3) 30分以上1時間未満																										
		(4) 1時間以上																										
		(567単位に30分を増すごとに+82単位)																										
	ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満													(1.79単位)													
		(2) 45分以上													(2.20単位)													
	ハ 通院等乗降介助														(1回につき 97単位)													
	ニ 初回加算														(1月につき +200単位)													
	ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)													(1月につき +100単位)													
(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)																										
ヘ 口腔連携強化加算		(1回につき +50単位(1月に1回を限度))																										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)																										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)																										
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×137/1000)																										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×100/1000)																										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×55/1000)																										
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×63/1000)																										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)																										
ニ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)																											
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計																										
		注 所定単位は、イからニまでにより																										

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 施設利用計画未策定減算	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費	(1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算		(1月につき +200単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)							
ニ 看護記録作成加算		(死亡日及び死亡日より前30日以下に限り1回につき +64単位)							
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1回につき +12単位)							
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)								
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)								
ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位数×11/1000)	注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計							

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年6月31日まで算定可能。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位

⇒

所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位

⇒

所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇/100

⇒

所定単位数 × 〇〇/100

+〇〇/100

⇒

所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

-〇〇/100

⇒

所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (470単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100				+300単位						1月につき +315単位			
	(2) 30分未満 (398単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)		准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位			—97単位
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 退院時共同指導加算 (1月につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位)		(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)											
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)											
	(2) ハを算定する場合	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)											

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		注
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	1回につき －50単位
	介護老人保健施設の場合							イ 1月につき +180単位	イ 1月につき +450単位	
	介護医療院の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき +483単位	
ロ 移行支援加算			(1日につき 17単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算			(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1回につき +6単位)						
			(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1回につき +3単位)						

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注 特別地域居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)						
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)						
(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)								
(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)								
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)							
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)							
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)							
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)				+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)						
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)						
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)						
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)						
	ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100			
(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)								
(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)								
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)						
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)						
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)						
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)							
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)							
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)							

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費

[illegible]

ニ サービス提供 体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1回につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(2) (1回につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(注) (1回につき 6単位を加算)	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき 所定単位×59/1000)	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(注)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき 所定単位×43/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(注) (1月につき 所定単位×23/1000)	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき 所定単位×12/1000)	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(注) (1月につき 所定単位×10/1000)	
ト 介護職員ベースアップ等支援加算	(1月につき 所定単位×11/1000)	所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注：感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、「事業所内同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員ベースアップ等支援加算」は、支給段階管理の対象外と算定する

※ ⅡのⅡを算定する場合、支給対象事業所の数の関係により、単位数を算入

※ ⅡのⅡを算定するに際しては、介護職員処遇改善加算(1)及び介護職員等特定処遇改善加算(1)の算定に要する単位数の合計が算定されている単位数とし、令和7年度3月31日までの経過措置、ないし、介護職員処遇改善加算(1)の算定に要する単位数の合計が算定されている介護職員ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定する

7 通所リハビリテーション費

[illegible]

[illegible]

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

①	特別優遇費	(一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) 療養体制維持特別加算 (二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(一日につき 27 単位を加算) (一日につき 57 単位を加算)
④	組合管理加算	利用中に山荘に滞在し、一日につき275単位を加算	
⑤	行政運営補助加算		(1日につき 60 単位を加算)(月により異なる)
⑥	療養体加算		(1回につき 8 単位を加算)(1日につき3 単位を標準)
⑦	認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(一日につき 3 単位を加算) (一日につき 4 単位を加算)
⑧	緊急時施設設置費	(一) 緊急時施設設置費 緊急災害発生時の準備 (内) 臨時泊室を標準に1日につき18単位を加算 (重要度に応じた増減) (内) 臨時泊室を標準に1日につき9単位を加算 (二) 特定治療	
⑨	年度向上支援体制加算	(一) 年度計画立案支援体制加算(Ⅰ) (二) 年度計画立案支援体制加算(Ⅱ)	(1日につき 100 単位を加算) (1日につき 10 単位を加算)
⑩	サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 22 単位を加算) (1日につき 15 単位を加算)
⑪	介護職員処遇改善加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1日につき 6 単位を加算) (1月につき +所定単位数×39/1,000) (1月につき +所定単位数×39/1,000)
⑫	介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×21/1,000) (1月につき +所定単位数×17/1,000)

② 身体障害者手当金受給減額については令和7年度1月1日より適用する。
③ 身体障害者手当金受給減額については、原則として令和7年1月1日現在の世帯の世帯主及び世帯員に関する世帯の世帯主が行っている場合に、令和7年3月31日までの適用期間。
④ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員基本ベースアップ等実施加算については令和6年度5月31日までの適用期間。

[illegible][illegible]

介護 11

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	急性期療養型病床増設減算	療養型病床増設減算	療養型病床増設減算	前下欄が設備基準を満たさない場合	実室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して遠隔を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (706 単位)	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位	
			要介護2 (726 単位)											
			要介護3 (706 単位)											
			要介護4 (687 単位)											
			要介護5 (908 単位)											
		b 診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (732 単位)											
			要介護2 (786 単位)											
			要介護3 (732 単位)											
			要介護4 (683 単位)											
			要介護5 (946 単位)											
		c 診療所短期入所療養介護費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (723 単位)											
			要介護2 (775 単位)											
			要介護3 (627 単位)											
			要介護4 (676 単位)											
	要介護5 (632 単位)													
	d 診療所短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要介護1 (613 単位)												
		要介護2 (664 単位)												
		要介護3 (916 単位)												
		要介護4 (965 単位)												
		要介護5 (1016 単位)												
e 診療所短期入所療養介護費(ⅳ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (617 単位)													
	要介護2 (661 単位)													
	要介護3 (684 単位)													
	要介護4 (1006 単位)													
	要介護5 (1058 単位)													
f 診療所短期入所療養介護費(ⅳ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (635 単位)													
	要介護2 (688 単位)													
	要介護3 (941 単位)													
	要介護4 (992 単位)													
	要介護5 (1045 単位)													
(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a 診療所短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (624 単位)	要介護2 (670 単位)	要介護3 (746 単位)	要介護4 (762 単位)	要介護5 (807 単位)								
	b 診療所短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (736 単位)	要介護2 (778 単位)	要介護3 (826 単位)	要介護4 (871 単位)	要介護5 (917 単位)								
		要介護1 (835 単位)	要介護2 (887 単位)	要介護3 (937 単位)	要介護4 (988 単位)	要介護5 (1,039 単位)								
		要介護1 (864 単位)	要介護2 (916 単位)	要介護3 (970 単位)	要介護4 (1,022 単位)	要介護5 (1,076 単位)								
		要介護1 (854 単位)	要介護2 (907 単位)	要介護3 (959 単位)	要介護4 (1,010 単位)	要介護5 (1,062 単位)								
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (835 単位)	×97/100	=1/100	=1/100	=1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	1日につき +120単位	片週につき +184単位		
		要介護2 (887 単位)												
		要介護3 (937 単位)												
		要介護4 (988 単位)												
		要介護5 (1,039 単位)												
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (864 単位)												
		要介護2 (916 単位)												
		要介護3 (970 単位)												
		要介護4 (1,022 単位)												
		要介護5 (1,076 単位)												
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (854 単位)												
		要介護2 (907 単位)												
		要介護3 (959 単位)												
		要介護4 (1,010 単位)												
		要介護5 (1,062 単位)												
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (835 単位)												
要介護2 (887 単位)														
要介護3 (937 単位)														
要介護4 (988 単位)														
要介護5 (1,039 単位)														
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (864 単位)													
	要介護2 (916 単位)													
	要介護3 (970 単位)													
	要介護4 (1,022 単位)													
	要介護5 (1,076 単位)													
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (854 単位)													
	要介護2 (907 単位)													
	要介護3 (959 単位)													
	要介護4 (1,010 単位)													
	要介護5 (1,062 単位)													
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	884 単位												
	(二) 4時間以上6時間未満	948 単位												
	(三) 6時間以上8時間未満	1,416 単位											+60単位	
(4) 日経連療養強化加算				(1日につき、50単位を加算(1月に1回を限度))										
(5) 療養食加算				(1回につき、8単位を加算(1日に3回を限度))										
(6) 認知症専門ケア加算				(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
(7) 特定診療費														
(8) 全室性向上推進体制加算				(一) 全室性向上推進体制加算(Ⅰ) (1日につき、100単位を加算) (二) 全室性向上推進体制加算(Ⅱ) (1日につき、100単位を加算)										
(9) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
(10) 介護職員処遇改善加算				(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)										
(11) 介護職員等特定処遇改善加算				(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)										
(12) 介護職員等ベースアップ等支援加算				(1月につき +所定単位×5/1000)										

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：身体加算・全室性向上推進体制加算については令和7年4月1日から適用する。

注：療養食給付費未定減算については、療養食の支給及びまん延の防止のための抜付の整備及び改善加算に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの経過適用しない。

注：介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

[illegible]

[illegible]

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務経費計画未 算定減算	注 事業計画と実績の 利用費又はこれ以外 の経費の費用 算入の人員により居宅 介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (544単位)								
			要介護3・4・5 (704単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (326単位)								
			要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)					+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 (1,411単位)								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 (527単位)								
			要介護3・4・5 (683単位)								
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1・2 (316単位)								
			要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)		(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)		(1月につき +521単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)		(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)		(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)		(1月につき +250単位)								
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ		(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ		(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ		(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ		(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)		(+900単位)								
ト 退院情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)							

※ 居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
※ 居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
※ 業務経費計画未算定減算については令和7年4月1日から適用する。

1 介護福祉施設サービス

基本部分				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524</
------	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

2 介護保健施設サービス

[illegible]

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
※ (イ)及び(ロ)を適用する場合は、(ウ)を適用しない。
※ 長期集中リハビリテーションにおいて、長期集中リハビリテーション実施加算の算出の基礎となる療養室に設置する長期集中リハビリテーション実施室を持つ場合は、令和7年3月31日までの期間適用する。
※ 全国療養施設基準 介護職員施設基準等加算及び介護職員施設基準等加算に関する施設基準等については、令和7年3月31日までの期間適用。

4 介護医療院サービス

[illegible]

注 外泊時費用			入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費			入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用			入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき +30単位)			
1 退所前支援指導加算 (1月につき1回を限度として70単位を加算)			注 退所支援の基準を満たさない場合は、算定しない。
2 再入所時栄養支援加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
3 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活習慣を提供した場合 注 退所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活習慣を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退所時指導加算 (400単位)	
		d 退所時情報提供加算 (500単位)	
		e 退所前連携加算 (500単位)	
	(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
4 居宅医療情報連携加算 (1) 施設、診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している居宅医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算) (2) 上記以外の居宅医療機関と連携している場合 (1月につき 10単位を加算)			注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
5 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
6 経口移行加算 (※2) (1日につき 28単位を加算)			注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
7 経口維持加算 (※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		
8 口腔衛生管理加算 (※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		
9 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
10 在宅療養支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)			
11 特別診療費 (※2)			
12 緊急時施設診療費	ア 緊急時診療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
13 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		(1日につき 4単位を加算)
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
14 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
	(三) 認知症チームケア推進加算(Ⅲ) (1月につき 120単位を加算)		
	(四) 認知症チームケア推進加算(Ⅳ) (1月につき 120単位を加算)		
15 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算)			
16 重症認知症療養看護体制加算	(一)重症認知症療養看護体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
	(二)重症認知症療養看護体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)		
17 排せつ支援加算 (※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		(1月につき 15単位を加算)
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
18 自立支援促進加算(※2) (1月につき 280単位を加算)			
19 科学的介護推進体制加算 (※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)		(1月につき 60単位を加算)
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
20 安全対策体制加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)			
21 高齢者施設等建設及び増設上加算	(1) 高齢者施設等建設及び増設上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等建設及び増設上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
22 新築建築費等施設整備費 (1月に1回、建設する5日を限度として、240単位を算定)			
23 生活向上支援体制加算	(1) 生活向上支援体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生活向上支援体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
24 サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
25 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)		
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)		
26 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)		
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)		
27 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき +所定単位×5/1000)			注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 業務開始計画年度末決算において、新卒者の増加及び人材の確保のための施設の整備及び事業計画に関する長期的計画の実現を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。
※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。